



WBC優勝と 89年前の日米野球

いまから89年前の1934年(昭和9年)。初めて野球を職業にするプロ野球チームが日本に誕生しました。初めて対戦した相手は「メジャー選抜チーム」です。日本のプロ野球チーム名は「侍ジャパン」ではなく「全日本代表野球チーム」。これが日米のプロとプロが初めて対決した始まりなのです。メジャー選抜チームの選手は本塁打王ベーブ・ルース、本塁打王3回、打点王5回、この1934年に三冠王を獲得したルー・ゲーリッグなど錚々たる選手達です。「全日本代表野球チーム」対「メジャー選抜チーム」は16試合行いました。対戦成績は右記のように0勝16敗とボロクソに負けたのです。その時以来、古いプロ野球ファンは、日本のプロチームがメジャーリーグに勝てることが夢となったのです。因みにこの「全日本代表野球チーム」は後に大日本東京野球倶楽部(現在の読売巨人軍)になりました。

16敗のうち、11月20日の試合は0-1で負けました。この試合こそ高等中学(現在の高校)を中退した沢村栄治投手がルー・ゲーリッグの本塁打のみで敗けた試合でした。後に沢村栄治投手は二度の渡米遠征で大活躍しました。彼は高等中

学中退選手なのでスクールボーイ・サウムラとしてアメリカでもその名を馳せました。ちょっと大谷投手と重なるかな……。

WBCで世界最強のメジャーリーグに勝って優勝して日本中がわきたちました。2006年、2009年のWBC優勝は、アメリカチームはバリバリのメジャーリーガーチームではありませんでした。今回はメジャーリーガーと本当のガチンコ対決に勝ったのです。だから古い野球ファンにとっては89年前の沢村栄治の思いと世界一位の夢が叶った優勝なのです。

試合数	年月日	日本	得点	米国
1	11月4日	●	1-17	○
2	11月5日	●	1-5	○
3	11月8日	●	2-5	○
4	11月9日	●	0-7	○
5	11月10日	●	0-10	○
6	11月13日	●	0-14	○
7	11月17日	●	6-15	○
8	11月18日	●	4-21	○
9	11月20日	●	0-1	○
10	11月22日	●	5-6	○
11	11月23日	●	2-6	○
12	11月24日	●	3-15	○
13	11月26日	●	1-8	○
14	11月28日	●	1-14	○
15	11月29日	●	5-23	○
16	12月1日	●	5-14	○



4月15日は遺言の日

4月15日は「よい(4)ゆい(1)ご(5)ん」(よい遺言)の語呂合わせで「遺言の日」です。

「遺言」。国語辞典で意味を調べました。ひとつは「死に際に残す言葉のこと」です。例えば、作家のゲーテは死に際に「もっと光を」と言葉を残しました。

もうひとつは「死後のために言い残しておくこと」です。例えば、妻や子供に自分の財産を分与する内容を文書で残すことなどです。

「遺言」。読み方も調べました。「ゆいごん」または「いごん」と読みます。私たちは普通、遺言(ゆいごん)と読みますが、法律関係者は(いごん)と読むようです。

遺言(いごん)も国語辞典で調べたら「人が、死亡後に法律上の効力を生じさせる目的で、遺贈、相続分の指定、相続人の廃除、認知などにつき、民法上、一定の方式に従ってする単独の意思表示」ということだそうです。

この「単独の意思表示」を「遺言書」になります。そして「遺言書」に法律上の効力を生じさせるために一定の方式が必要になります。

■遺言書

個人が亡くなりました。その方に土地、家、預貯金などの財産がありました。財産は「遺言書」がなくても法定相続(例えば、妻は財産の1/2。子供達は財産の1/2)と財産分与されます。

でも、家は「妻」に渡したい。法定相続人以外の人(例えば愛人)に渡したい。財産を分与する際に争いになるのを避けたい。そんなときには自分の意思表示として「遺言書」が必要になります。

遺言書には亡くなられた方が、生前に自らが手書きで書く「自筆証書遺言」と、公正証書の作成、定款や私文書の認証などを行う公務員である公証人が亡くなられた方から聞いた内容を文章にまとめ公正証書として作成する「公正証書遺言」があります。





自筆証書遺言

■自筆証書遺言

政府広報センターの『知っておきたい遺言書のこと。無効にならないための書き方、残し方』によると、

●自筆証書遺言のメリットは、

- ・作成に費用がかかりません。いつでも手軽に書き直せます。
- ・遺言の内容を自分以外に秘密にすることができます。

●自筆証書遺言のデメリットは

- ・一定の要件を満たしていないと、遺言が無効になるおそれがあります。
- ・遺言書が紛失したり、忘れ去られたりするおそれがあります。
- ・遺言書が勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがあります。
- ・遺言者の死亡後、遺言書の保管者や相続人が家庭裁判所に遺言書を提出して、検認の手続が必要です。(検認とは、家庭裁判所に遺言書を提出して相続人などの立会いのもとで、遺言書を開封し遺言書の内容を確認すること)。

●自筆証書遺言書を作成する際の注意点は？

以下のような民法に定められた最低限守るべき要件を満たしていないと遺言書は無効になってしまいます。

①遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印

遺言者本人が、遺言書の本文の全てを自書すること。

日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載すること。

遺言者が署名すること。押印は認印でも問題ありません。

②自書によらない財産目録を添付する場合

財産目録は、パソコンで作成した目録や預金通帳や登記事項証明書等のコピーなどを添付することができます。その場合は各ページに自書による署名と押印が必要です(両面コピーなどの場合は両面に署名・押印が必要です)。

自書によらない財産目録は、本文が記載された用紙とは別の用紙で作成すること。

③書き間違っただけの場合の変更・追加

遺言書を変更する場合には、従前の記載に二重線を引き、訂正のための押印をします。



公正証書遺言

■公正証書遺言

公正証書遺言は公正役場で証人2人以上の立会いの下、遺言者が遺言の趣旨を公証人に述べて、公証人の筆記により作成してもらう遺言書です。遺言書の原本は公正役場で保管されます。

●公正証書遺言のメリット

- ・法律知識がなくても、公証人という法律の専門家が遺言書作成を手がけてくれるので、遺言書が無効になる可能性が低いです。
- ・勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがないです。
- ・遺言者が自分で遺言内容を病気などで手書きが困難となった場合に公証人に依頼すれば、遺言書作成できます。
- ・病気などのために遺言者が遺言書に署名できなくなった場合でも、公証人が、「病気のため」とその理由を付記し、職印を押捺することによって、遺言者の署名に代えることができることが法律で認められています。

- ・公証人が遺言者のもとに出張し遺言書を作成できます

例えば、遺言者が高齢で体力が弱り、あるいは病気等のために、公正役場に出向くことが困難な場合などには、公証人が、遺言者のご自宅や老人ホーム、介護施設、病院等に出張して、遺言書を作成することができます。

- ・家庭裁判所での検認の手続が不要です。

●公正証書遺言のデメリット

- ・費用や手間がかかります(遺言書の作成費用は目的の価額に応じて設定されます)。

